

## 障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議の開催について

〔平成 28 年 8 月 8 日〕  
閣議口頭了解

- 1 平成 28 年 7 月 26 日に発生した相模原市の障害者施設における殺傷事件を踏まえた対応について、関係行政機関の緊密な連携の下、これを総合的に推進することを目的として、障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、内閣総理大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、障害者施策に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、国家公安委員会委員長及び内閣官房長官とする。  
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、内閣総理大臣が主宰する。
- 4 会議の下に、障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、内閣総理大臣が指定した官職にある者とする。
- 5 会議及び幹事会の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。